## 『記伝』 所引漢籍考 ―契沖・士清・宣長

Reflection on Kanseki quoted in Kiden ----Keichu, Kotosuga, Norinaga-

千

葉

真

也

典』と略す)以外の書物を直接の出典とするものに関して考えよう た中でまとまりのよさそうな一部分について語ろうと試みるにすぎ とする。 そこで対象としえなかったもの、すなわち『康熙字典』(以下『字 事記伝』における『康熙字典』」は、 『古事記伝』における漢籍の引用が直接には何にもとづいている が大きな役割を果したことを推測したものであったが、本稿は 本稿はそれをいくらかでも明らかにしようとする。拙稿「『古 とはいえすべてを調べ尽くしたわけでもなく、先に漏らし 漢籍の引用源として『康熙字

たところの書物、すなわち詩経や史記や文選からの引用を用例とし ときものではなく、そこからの引用と称するものを実際に宣長が見 い方をしている。 私はここで「引用源」とか これは宣長が記した書名、 「直接の出典」とか、あまり熟さぬ言 詩経や史記や文選のご

ない。

得るため、丹念に字書を引く姿である。 のできるのは一つの文字、一つの熟語について適切な意義と用例を ことができる。経書は言うまでもなく、 のがその著述家を尊重することになるとも思われない。宣長全集に であり、孫引きという行為の是非をあげつらおうというわけではな にくくなるのは、宣長に限らず近世の著述家一般に見られるところ その結果、孫引きしたものと実際に原本にあたったものとが判別し によって思い描くこともできるだろう。だが私に思いうかべること いこなす、儒者として優に門戸を張ることのできそうな宣長をそれ ついている『記伝』の索引を使えば、引用書目ぐらいは簡単に作る い。しかし、その著述家の記述をうのみにして彼の博識に驚嘆する て収める字典のごときものを指している。 かなりの僻典まで自在に使 宣長の同郷の先輩、谷川士 直接の出典を明示せず、

清の『日本書紀通証』が

『字典』をかなり利用しているとは小島憲

この指摘されるところであるが、宣長もそのようにしたにすぎな

る。また、その二つのやり方の中間、『字典』で得た用例を原典に(3) 事典あるいは故事熟語辞典と言うべき類書は、手元にあればまった 事』『卓氏藻林』が彼の蔵書目録の中に見えている。分類体の百科 典』以外の字書、すくなくとも『字彙』と『玉篇』は参照している あたり直していくらか充実させること、これも我々の日頃くりかえ 史記ぐらいは、 立てていた宣長であるから漢学の素養は人並に持っている。 こともあるし、 く使わぬということはあるまい(ただし、さほど使っているようで ようである。さらに、いわゆる類書に属する書名として『書言故 しているところであるが、そのようにしている形跡もある。 さて宣長が漢籍を引用する場合、 当然のことながら引用源は以上に限られるわけではない。『字 また医者にとっては手馴れたものである本草関係の書物 かならずしも字書に頼らずに引っぱり出すようであ 直接に原典から引くこともある。 『字典』の記述をそのまま引く 医者として生計を 経書と しか

えるのも当然である。

あった。宣長の蔵書目録である「書斎中蓄書目」には『万葉考』く、日本書紀や万葉集に対する業績こそは宣長の参照すべきものでく、日本書紀や万葉集に対する業績こそは宣長以前には皆無に等しに有効な書物がある。記紀万葉などの我国の上代の文献に対する注字書や類書などの一般的な参考図書以外に古事記という対象に特字書や類書などの一般的な参考図書以外に古事記という対象に特

も必要に応じて参照しているようである。

寛永版本の万葉集に写し、 蔵の万葉集における『代匠記』をもとにした書き入れを自分の持つ であったから、彼の著作の影が『記伝』に引かれた漢籍の随所に見 る宣長の傾倒はよく知られているし、 息子の春庭に『代匠記』八冊を書写させているという。契沖に対す は京都から松坂に帰る直前の宝暦七年(一七五七)五月、 れているのも目立つところである。さらに『万葉代匠記』について 中で宣長の評した契沖の著述が 『冠辞考』『釈日本紀』 の書名が見えている。「まなびのはじめの祖」と『うひ山ぶみ』 『和字正濫抄』『百人一首改観抄』『源注拾遺』『勢語臆断』と列挙さ 『厚顔抄』 安永五年の五月から六年の二月にかけて 『厚顔抄』以外に『古今余材抄』 『仙覚万葉抄』『日本紀通証』 契沖の漢学の力は大きなもの 堀景山所

だけ使いこなしたか以下の記述で明らかになるはずである。 製沖とともに谷川士清にも宣長は負うところが大きい。「字句の には、と評価されるこの書物は、何と言っても宣長が読み解こうとする古事記に内容の点で最も密接な関係のある書紀の注釈であるとする古事記に内容の点で最も密接な関係のある書紀の注釈であるとする古事記に内容の点で最も密接な関係のある書紀の注釈であるとする方事記に内容の点で最も密接な関係のある書紀の注釈であるとする方法の表にしたがって明らかになるはずである。 要沖とともに谷川士清にも宣長は負うところが大きい。「字句の契沖とともに谷川士清にも宣長は負うところが大きい。「字句の表が使いこなしたか以下の記述で明らかになるはずである。

本稿は『記伝』に引用された漢籍の直接の出典として、契沖と士

を行いうる段階にない。近々に果されるべき課題とする。人々の著作も看過すべからざるものではあるが、まだ具体的な報告書、本草書、さらに松下見林や荻生徂徠や伊藤東涯や、そのような清の著述を検討の対象とする。それ以外のもの、すなわち字書、類

以下

『記伝』とその引用源を一つ一つ対照してゆくこととする

通証

が、その形式は「『古事記伝』における『康熙字典』」のものを踏襲が、その形式は「『古事記伝』におけるので適宜参照されたい。 「記伝」は筑摩書房刊の「本居宣長全集」に、契沖の著作は名変を表示した。ただし『代匠記』のみは丁数にかえて国歌大観番号を用いた。『記伝』は筑摩版全集の『記伝』索引にならって全集第九巻を①、第十巻を②、第十一巻を③、第十二巻を④と表示する。それ以外のものは契沖の著作は岩波版全集における巻数を、「通証」の場合は複製本の巻数を丸印の中に表示している。またそれぞれの項目に〔一〕〔二〕のごとき番号を付した。対照表の後にれぞれの項目に〔一〕〔二〕のごとき番号を付した。対照表の後にれぞれの項目に〔一〕〔二〕のごとき番号を付した。対照表の後にれぞれの項目に〔一〕〔二〕のごとき番号を付した。対照表の後にれぞれの項目に〔一〕〔二〕のごとき番号を付した。対照表の後にれぞれの項目に〔一〕〔二〕のごとき番号を付した。対照表の後にれぞれの項目に〔一〕〔二〕のごとき番号を付した。対照表の後に対応といる。

千葉 真 也

## 対照表

【今按に、悌字心得ず、其故は、愷こそ愷樂とも云て、軍、勝、之樂な記伝 愷悌は軍勝たる時の樂なり、書紀にイクサトケテと訓り、

れ、悌字には其義あることを聞ず】(二一九 ①七〇)

愷、周禮、愷樂献..于社..、左傅、愷以入..于晉.、杜註、愷樂也、(一二一愷)悌...古事記序愷悌歸..於華夏..、……悌字、疑衎、字書軍勝之樂曰.......

二六 ②九七五)〔一〕

等にて其意を知べし、【楚辭九歌に、美人忽獨與」余兮目成】(四一二久比阿波須の約たるにて、彼方此方目を見合すを云なり、是クヒアハスッツアップ・カナッコナッメ ボアハ を見るからに、目久波世與とも賴るゝ哉、……此目久波須も、記伝 美斗能麻具波比……伊勢物語歌に、世をうみのあまとし人

六 ① 七三

成、(下之下一三六(⑨一九一)〔二〕 とはいへり、文選屈原九歌曰、滿、堂美人忽:獨與、余兮目\_のまるゝかな……目を互にみあはせて心かよはすをめくはせ勢語臆断 世をらみのあまとし人をみるからにめくはせよともた

鴨云船之と【から書にも鳧舟といふあり】あるを思へば、師説も捨るれき、此は何かよけむ、……萬葉十六【二十五丁】に、奥鳥記伝 鳥之石楠船神、……師は、水鳥の浮るさまによそへて云と

かたし、(五一五二 ①二一六)

通証 軻茂豆句志摩爾者於;鴨-著-嶋;也【……萬葉集云、澳鳥鴨-云船

四二(三)四)

之還來者也良之﨑\_守早告\_許曾……張衡七命、 乘,,鳧舟,爲,水戲,、註,

舟如"鳧形"、初學記、諸葛恪制爲"鴨頭船" 1(七一二二 ②六九七) [三]

相論は阿宜都良波牟と訓べし、【相字はよまず】書紀に然訓ィティップハム 【遊仙窟にも】(六一一〇 ①二四三)

記伝

③一三六五) (四) 【欽明紀、舊事紀、遊仙窟訓-同、遊仙窟平章字亦同】(二二一三

通証

記伝 尚書【禹貢】に厥土 壤、萬葉廿【二十五丁】に、安麻乎夫禰波 良々爾宇伎弖、これら物は別なれど、言の意は皆同じ、(七―,,,ニ,\*, 散は字の意なり、新撰字鏡に、毳波良介志、又知留、漢籍、^タッタッス

介利。】(四一八 ①三〇五)〔五〕

記伝

整 散 者蹴-蹈而散亂也【……簸邏邏箇須、書禹貢、壞訓,波羅羅クエヘランカダ タ

記伝 新字は、本の新饗の意を取て加つるなり【漢籍にも嘗」新といるこ 漢國にて秋祭を嘗と云を借れるなり、……又新嘗とも書るタタ 大嘗、書紀には新嘗とあり、……さて嘗字をしも書ゆゑは

とは見ゆ』(八一六 ①三四三)

通証 【禮月令、孟秋天子嘗」新、大戴禮、嘗示新於皇祖皇考; 】 (四—二四 1

三八公公

記伝 いふなり、【から書にも長鳴鷄と云見えたれど、そはなべての鷄を云に 長鳴とは、凡て鷄は他鳥よりも鳴聲の絶て長き物なる故にすれます。

あらねば、今と同じからず】(八一二三 三五三)

【漢書、長鳴鷄、師古注、鳴聲長者也、西京 雜記曰、成帝時交趾越裳

通証

國獻,長鳴鷄, 】 (四一二八 ①三四六) 〔七〕

記伝 に、拍示搦嬶房間; と云るも、よく似たることぞ、(一一一二四) タタメサナサ ナワサン゙ッ 曾陀多伎は、俗に曾と叩くと云ことなり、…… 漢籍遊仙窟

①四八三)

|曾陀多伎【曾ハ馴ルヲソナルュト云如ク、ソヘタル詞ニテ、タュッ タッキ

厚顔抄

記伝 媚附は、許毘都伎氏と訓べし、……【からぶみ詩經大雅に、無と叩きカ、遊仙窟云、拍市搦奶房間,云云】(下一四 ⑦五五九)〔八〕叩キカ、遊仙窟云、拍市搦奶房間,云云】(下一四 ⑦五五九)〔八〕 爲,, 夸毘, 、注に、夸毘屈己卑身而附人也と云、張衡南都賦に、蠱媚と云

通証 夸毘,、注、夸毘屈,己卑,身而附人也】(六─五 ①五○一)〔九〕 こともあり、又狐媚と云ことも見えたれば】(一三—一一 ②四八) 媚 戀振也、夫利反備【世俗謂ऽ依;親人;爲媚\_附、○詩大雅、無爲ハュミ

其曲妙の字は、漢籍に、曲「成萬物「不」遺、また曲「盡其妙「、^ とは、物の不吉ことにこそいへ、妙にとほむる事に、いかで 書ざまも見え、又訓もそれにつきて附たれども、マガレル く訓來れる如く、二字を合せて、多幣爾と訓より外なし、(一 など云ことのあるを以て、字面を飾られたるのみなれば、古 きて、とり合せて、曲妙と、漢文を作られたる物と見えたり、 か然はいはむ、されば是は、もと古文には、如『八尺之勾玉 ゴトクタへニと云こと、さらに意得がたし、そも~~麻賀流 云々とあるは、全此瓊の形の曲れるを云る如くに、文字のメロシxシ 書紀の仲哀卷に、……天皇如『八尺 瓊之 勾』、以曲妙御宇 などありて、その勾は、もとより借字なるを、其字につ ガ

記伝

那宜伎は長息にて、心に思ひ結ぼるゝ事あるをりは、長き,,,,,,,

通証 重遠曰、鈎與針同類也【篤信曰、波利與保留通穿之意、今按、婆を、鈎針と云なり、【書紀神功卷に、勾、針爲、鉤、とあるが如し、或を、鈎針と云なり、【書紀神功卷に、勾、針爲、鉤、とあるが如し、或云るは、本末を辨へざるひが説なり】(一七一七 ②二三八) 云るは、本末を辨へざるひが説なり】(一七一七 ②二三八) 表のは、本末を辨へざるひが説なり】(一七一七 ②二三八)

記伝 委蛇は、母許余比伎と訓べし、……書紀にも、逶虵とあり通証 【増韻、人嘅嘆則息大而長、故曰長大息、後人作"大息」、一曰、大息飲、言不、能、吞、恨而大息」(七一七 ②六六七)〔一二〕飲、言不、能、吞、恨而大息」(七一七 ②六六七)〔一二〕

記伝

☆たまふなどあり、(一七─六七 ②二七七)

通証 【文選、蝠輪字訓同、源氏談云、弱壯乃子\_爾奉」後弖毛古與布事\_登恥\_

通証

曲\_妙【係辭、曲-',成萬物',而不遺、通鑑唐徳宗紀、曲-',盡其妙',】(一)</

五一八八 ②二〇二)

三一五

② 100八) (10)

機とあり、【文選にも機をオシと訓る處あり】(一九-五(②三六九)記伝 押機は 淤志と訓べし、……下に押とのみも書り、書紀には給】(七-一四(②六八二)〔一三〕

通証 施」機 【陰設機巧欺之也、古事記曰、張∥押 機』、……文選古點、巻キテァオシッ (大きテオシッ)(一九一五 ②三六九)

機於之】(八一一七 ②七四八)〔一四〕

講即是鶴とも云り】(二五一六 ③一一二) 『論と鶴とは別なれども、漢國にても、鶴の事を鵠と云る例も多く、又『鵠と鶴とは別なれども、漢國にても、鶴の事を鵠と云る例も多く、又記行一十之湊爾鵠佐波二鳴とある、此も多豆に鵠字を書り、記伝 鵠之音は、多豆湖と訓べし、……萬葉三【十九丁】に、近記伝 鵠之音は、多ヴッッ\*

云しか、決めがたし、からぶみ詩疏に、鷺謂「之白鳥」、と云ることもあはたゞ鷺は白き鳥なる故に、かくつゞけたるか、又鷺の一名を白鳥ともは、白鳥とあり、……(萬葉)九【十丁】に、白鳥、鷺坂山【こ白智鳥は、書紀には、白鳥とありて、此記にも、御陵の名白智鳥は、書紀には、白鳥とありて、此記にも、御陵の名

## 『記伝』所引漢籍考

た、日も、「「ない」と、「なり」であった日家と言い日のも皆ら九一九(③二九四)の、さて此の白智鳥を即台鸞なりと云説もあるなり】などもあり、(二)り、さて此の白智鳥を即台鸞なりと云説もあるなり】などもあり、(二

鳥、通雅曰、杜詩江湖多白鳥、人多指鷺】(一一一二七 ②九七七)〔一鷺也、……續古今集人麻呂歌云、白鳥乃鷺坂山、陸機詩疏、鷺謂之白化"白鳥。【古事記曰、化"八-尋白-智-鳥、熱田縁起曰、白知鳥者白,,

通証

記伝

【許富理と云は、古よりありし名には非ず、新井氏云く、こほりは韓語は、紀伊國の日高郡なり、……大神宮儀式帳に、難波朝廷天下立、評給るは、紀伊國の日高郡なり、……大神宮儀式帳に、難波朝廷天下立、評給時云々】(二九一六三 ③三三二)

高郡,也、延曆儀式帳曰、難波朝廷天-下立ゝ評、梁史曰、新羅俗其邑在。 一〇〇一一背評【今氏姓有:背評:、訓同、廃帝紀、本國氷-髙-評人謂:紀伊國日 通証 舍人【…

通証

皷,而小、答臘卽蜡皷也、とありといへり、(三一-四八(③四世都曇皷あり、白孔六帖に、都曇答臘本外夷樂・、都曇似! 腰或人云、都豆美は、都曇の字音なり、唐書禮樂志に、天竺或人云、都豆美は、都曇の字音なり、唐書禮樂志に、天竺

内曰:啄評:】(二二—一七 ③一三九三)〔一七〕

【今按、鼓都曇也、唐書禮樂志、天竺伎有"都曇鼓"、白孔六帖、都三二)

通証

答臘本外夷樂、都曇似"腰鼓,而小、答臘即蜡鼓也》(三—一五 ①二

三二乙

り、嶋蔚字は、鳴滸の誤なるべし】(三二一七一 ③四八七) す、嶋蔚字は、鳴蔚來朝、自爲『解』頤之觀』とあるも、漢國の事な村上天皇御製文に、嶋蔚來朝、自爲『解』頤之觀』とあるも、漢國の事な書に、烏滸人ともあり、文選呉都賦などにも見えたり、文粹辨』散樂』、記伝 伊夜袁許邇斯弖、書紀には袁を于とあり……【漢籍にも、後漢記伝

【…本朝文粹邑上御製辨散樂云、嶋幇來朝自爲解頤之觀、嶋滸、嶋幇告誤、後漢靈帝紀曰、合浦交趾鳥滸蠻叛、南蠻傳曰、交趾西有敬人國、生首子輒解而食之……今鳥滸人是也】七一九 ②六七一)〔一九〕 た本り、左右近く親く仕奉る者なり、……【さて舍人の字を、むねと用る故は、漢書注に、舍人親当近左右」之通稱也、後爲」官と云る、むねと用る故は、漢書注に、舍人親当近左右」之通稱也、後爲」官と云る、むねと用る故は、漢書注に、舍人親司が左右」之通稱也、後爲」官と云る、むれ方に登禰理に用るは右の漢書注に云る意を以てなり、後爲」官と云る、と、此方に登禰理に用るは右の漢書注に云る意を以てなり、後爲」官と云る、と、此方に登禰理に用るは右の漢書注に云る意を以てなり、後爲」官と云る、と、此方に登禰理に用るは右の漢書注に云る意を以てなり、後爲」官と云る、

記伝

通証

一②一一三一)〔二〇〕 舍人【……漢書註、舍人親『近左右』之通稱也、後』爲官】(一六—一

ることも根拠として『通証』を『記伝』の引用源と推定した。るのは確実である。さらに「悌字」に対する疑念を共に表明してい紀に一箇所しか存在しない、この景行天皇紀の用例を宣長が見ていだ書紀に「愷悌」を「イクサトケテ」と訓むと述べているので、書ので『通証』を直接の出典と断定するには不安がないでもない。たては『字典』によっている。『字典』は宣長も大いに活用している〔一〕『通証』の記述のうちで「軍勝之楽」から「愷以入于晋」ま

された。 辞であれ文選であれ、契沖のように自在に使いこなした形跡は宣長が文選を自家薬籠中のものとしていたのは周知の事実であるが、楚〔二〕 宝暦九年の九月、宣長は『勢語臆断』を写している。契沖

千 葉 真 也

る。宣長が『通証』によったのは確実であろう。当該項の引用があり、その上欄に「鳧舟」なる見出しがついてい(以下は第十三巻における頁数のみをカッコ内に示す)に『通証』低当、以下「随筆」と略称)の第二巻、全集で第十三巻一一一頁伝」「張景陽七命」における「鳧舟」に言及する。だが「本居宣長伝」、三八六六番のこの歌に関して『代匠記』初稿本は「穆天子〔三〕 三八六六番のこの歌に関して『代匠記』初稿本は「穆天子

然訓り」と『記伝』に言うところの書紀において、『論』の最も早思われるところも『記伝』の中にないではない。しかし、「書紀に〔四〕『遊仙窟』は近世前半に刊行され、宣長が直接に参照したと

ら推測しうるが、同じ話を書紀が取り上げたところに関して『通あたりで契沖の説を見ていることも『記伝』の、この前後の記述か「孟」 宣長が引用した万葉集巻二十、四三六〇番の歌について『代「孟」という文字に「アゲツラフ」なる訓の施されているのは僅かが断にすぎない。『通証』のこの箇所は当然見ていると思われる。引いた『通証』の記述はそれに対する注である。書紀においてい用例は継体天皇元年正月の「勿論貴賤、但重其心」であり、表にい用例は継体天皇元年正月の「勿論貴賤、但重其心」であり、表に

ろでそれを提供するのが『通証』である。典』には「嘗新穀」とあっても「嘗新」なる例はない。手近なとこ祭曰嘗。[註]嘗新穀。」という記述によったと思われる。しかし『字祭口賞。「秋祭を嘗と云」は『字典』の「嘗」の項の「 [爾雅釈天]秋

証』をまず参照したというところであろう。

ものとまでは言いかねるところである。

正』の影を感じることができよう。とは言え、『通証』が不可欠のとした言い方に、それこそあれこれの「から書」という一般的で漠然幾。昼夜啼叫」を引いている。これによっただけでも『記伝』の記鏡」で享典』の「鷄」の項に爾雅の「郭註」から「南越一種長鳴

顔抄』がここで『遊仙窟』を引いているのを宣長は見ているという『記伝』は契沖説に言及して批判を加えている。と言うことは『厚〔八〕「ソタタキ」という言葉を含む八千矛神のこの歌謡について

はやはり見えない。それに毛詩正義も爾雅も僻典というほどでもな 也」とあるのも同程度に『記伝』に近い。 さえあるような言い方はすまい。詩経の正義に」とか「爾雅の郭璞 とすれば「注に」などという漠然とした、 いが宣長が余り使いそうもない。 体柔也。 釈として最もポピュラーなものによっては「屈己卑身而附人也」と らたらである、となるだろう。いずれにしても、これらの詩経の注 る。 ことでもある。 伝』のものに近い。さらに爾雅釈訓の郭璞注に「屈己卑身以柔順人 いう記述そのものは得られない。毛詩正義になると「釈訓云、夸毘 は他人に対して大言壮語いばりちらすか、そうでなければおせじた と「小人之於人、不以大言夸之、則以諛言毘之」、小人というもの 朱子の集伝は、まず「夸大、毘附也」とする。それをいくらか砕く きりと身体の動作、姿勢にあらわすというところであろう。一方、 伝は「夸毘体柔人也」とし、鄭玄の箋は「無為夸毘」全体を解して 長の引いた形がどこから来るものか分らぬままに置くほかはない。 窟』には二種の刊本があって、どちらも契沖の引用に一致する。 タキ」、「娐房」と「奶房」という不一致の説明がつかない。 (汝)無夸毘以形体順柔之」とする。 宣長と契沖の異なるところ、すなわち「タタキナデ」と「ウチタ 詩経の大雅 李巡曰、屈己卑身求得於人曰体柔」とあり、 ただ『記伝』の方の引用のし方には少しの不審が残 「板」に「天之方懠。無、為,,夸毘,」とある。毛 かりにそれらのいずれかによった へつらいの気持を、 だが「附人也」というの あるいはぶっきらぼうで いくらか 『遊仙 はっ 記 宣

注に」とか言うべきところである。

く「爾雅釈訓に」などと書くのがむしろ普通のやり方である. 柔」によったとしても同様の問題は残る。このような場合、 の項「爾雅釈訓 夸毘体柔也。 また『字典』「夸」の項「「爾雅釈言」夸毘体 柔也」あるいは「毘」 李巡曰屈己卑身。求得於人。 麗々し 曰体

「随筆」第二巻(一二五頁)に「○媚【恋振、詩大雅、 前に「夸毘」と補っている。これがそのまま『記伝』にとり入れら す。『通証』 れたのである。 証』が写し、さらにそれを宣長は『記伝』に採用したのであろう。 大。毘附也。言小人不以大言夸之。 ら大本である。 [詩大雅] 無為夸毘。 『字典』よりも前に広く使われた『字彙』の「毘」の項がどうや 夸毘屈ュ己卑ュ身而附ュ人也】と は 『字彙』を完全に忠実には写さずに「屈己卑身」の 『通証』の記述をほぼそのまま写 則以諛言毘之」この前半を『通 注屈己卑身而附人也。 無、為;夸毘」、 又注夸

註。

と同じく「曲成万物而不遺」、すなわち「万物」と「不遺」の間に が、「曲尽其妙」の方は無い。なお易経の原文では『通証』『字典』 「而」という文字が入った形になっている。 〔一〇〕『通証』 『字典』にも「曲成万物而不遺」という繋辞の文句が載っている は 『記伝』 に言う「書紀の仲哀巻」 に関する注。

書きされていること らねばならないわけではない。 〔一二〕「長大息」の例は (第二巻、 『字典』にも見えていて、 ただ、既に言及した「随筆」に抜き 一二五頁)、『記伝』『通証』ともに 『通証 によ

証』が念頭にあったと考えた。宮遊幸章」という同一場面に対する注であることなどによって『通「わたつみの宮のくだり」(『神代正語』)、書紀の方の言い方で「海

(一三)『湖月抄』の葵の巻、「かゝる齢の末に若く盛りの子におく を見たことは間違いないだろうが、必ずしもそれが引用源とは言え を見たことは間違いないだろうが、必ずしもそれが引用源とは言え

全集によるかぎり「樺皮」のごとくに抜き書きされた様子はない。には、これのは「鵠」と「樺皮」とに関するものだけである。「鵠」はと鵠が通じる場合があるということは、これらによって充分に言いたのない。宣長は「随筆」第七巻などに「五雑組」から全部で十条ならない。宣長は「随筆」第七巻などに「五雑組」から全部で十条など抜き書きしている。『記伝』の索引によれば『五雑組』を引いているのは「鵠」と「樺皮」とに関するものだけである。「鵠」とある。鶴れているのは「鵠」と「樺皮」のごとくに抜き書きされた様子はない。

所に現れるだけであるのも『通証』を引用源と推定する根拠とない。と引用される。爾雅注疏も「陸機疏」とは『通証』に言う「陸機接の出典は『通証』であろう。『詩疏』とは『通証』に言う「陸機接の出典は『通証』であろう。『詩疏』とは『通証』に言う「陸機接の出典は『通証』であろう。『詩疏』とは『通証』に言う「陸機を出典は『通証』であろう。『詩疏』とは『通証』に言う「陸機を出典は『通証』である。『語伝』の直記がよりに「陸機云、鷺水鳥也、好而潔白、故謂之白鳥」と引用される。爾雅注疏も「陸機疏云」とは『通証』に言う「陸機接の出典は『通証』をからした言い方からしても『記伝』の直記のと『鵠』については契沖を引用源と考えなくてはならない。

る。の注である。梁史のみならず続紀、大神宮儀式帳への言及も共通すの注である。梁史のみならず続紀、大神宮儀式帳への言及も共通す〔一七〕『通証』は『記伝』に言う書紀継体皇二十四年の「背評」

る。

千 葉 真 也

の「烏滸」の条の掲出部分が出来上る。都賦」の角の「烏滸」の条の掲出部分が出来上で、「随筆」の当該箇所から『記伝』都賦」の用例が「随筆」上欄に書き込まれている。すなわち『通注の全文が写されている。その上、『通証』に見えない文選の「呉注の全文が写されている。その上、『通証』に見えない文選の「呉仁九〕「随筆」の第二巻(一一一頁)に引用部を含む「俳優」の

為;司属官号;」となっている。宣長には宝暦五年(一七五五)に堀陳恢曰」に対する注は「師古曰、舎人親近;左右;之通称也、後遂以,) 和刻本の漢書評林、高帝紀上の秦三年十月の条、「其舎人

ていない。 当がつかない。ただ、『字典』にあるものは『字典』から、 宮中用穀者也。 る。『字典』の「舎」の項にも「地官」舎人。 が、『記伝』は自分のノートではなく『通証』によったようであ 書注」を引くのであれば「班史摘腴」を見ればよさそうなものだ 景山のもとで行なわれた漢書会読時のものと推定される漢書のノー 他の資料に依拠したごとく見えるものの中にも、 のあるものはその抜き書きからと私は考えていたが、『字典』その に依拠したということになるが、どのような理由を考えるべきか見 あって、これも宣長には至極手馴れた資料であったはずだが使われ 親近左右之通称也。後遂以為司属官号】」と書き抜かれている。「漢 ト、「班史摘腴」があるが、 `の孫引きは存在している可能性があるという例ではあるだろう。 宣長は自分のノートにも『字典』にもよらず、『通証』 師古曰、舎人親近左右之通称。後遂為私属官号」と それにも「○舎人……【師古曰、舎人、 注。舎猶宮也。 士清の『通証』か 抜き書き

## 注

- (1) 『相愛大学研究論集』第五巻、一九八九年
- 2)『日本書紀通證』臨川書店、昭和五十三年、解題八頁。
- (『記伝』一一八八、全集では第九巻五八頁)。でもあり、独立しても刊行された『直毘霊』に次のように述べるあって、孫引きをしないというわけではない。『記伝』一之巻の一部(3) 経書や史記の場合は、直接に引いてくることもあるということで

「神道字初見 于此 、易曰、 かおぼつかないところである。ともかく、ここは完全に『蘐園談 のは見ているはずであるが、 使用されているという指摘があり、 服ス矣、」とあるものの不正確な引用である。『日本書紀通証』第 余』の孫引きである。 テ、四時ハ芯ワズ、聖人ハ神道ヲ以ツテ教エヲ設ケ、 五」)、『易』の『観』の所の彖伝の、完全に引けば、「天ノ神道ヲ観 言』で吉川幸次郎氏が指摘するように(『鈴舎私淑言』の「その十 ヘル、コレ也」という記述によっている。 道ハ即モロコシノ神道ナリ、……易ニ聖人設||神道||而治||天下|トイ の九三頁と九六頁に重ねて書き抜かれた『蘐園談余』の「我国ノ神 「聖人設神道」というのは宣長の随筆の第二巻、全集では第十三巻 も名けたりなどいふめるは、ことのこゝろしらぬみだり言なり、 然るを、からぶみに、聖人設「神道」といふ言あるを取て、此方に 複製本で二九頁に「用明孝徳二帝紀」に 聖人以 神道 設 教而天下服矣」とある 宣長自身、易の本文を確認したかどう 用明天皇紀の「尊神道」の注に ただしこれも『鈴舎私淑 「神道」という言葉が 而ウシテ天下

- ・) 本居宣長全集第六巻の解題(一二頁~一五頁)による。
- ) 日本古典文学大系67『日本書紀』上の解説(五七頁)による。
- る。これは『通証』の第五巻、言うまでもなく を垣といひなし」た例として「天雲垣其既立」という詩句を引用す 出されていることもつけくわえておこう。 ると思われる。 ろに「魏紀載曹植賦日、 「八雲の神詠」について論じたくだりで、「人の国」においても「雲 漢籍の引用源として『通証』を利用するのは 宣長のごく初期の著作『石上私淑言』巻一の第六段、いわゆる 宣長の随筆の第二巻、 天雲垣其既立」とある 全集では 一〇四頁に、 「神詠」の注のとこ 『記伝』だけではな (四三四頁) 既に抄